

～収入保険制度加入促進支援金のご案内～

新型コロナウイルス感染症対策の影響や、自然災害などの農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少に備えるため、収入保険へ加入される農業者の皆さまを支援いたします。

1. 対象者

- ・市内に住所を有する個人または法人（青色申告）
 - ・収入保険制度に加入していること
 - ・市税等の滞納がないこと
- ※全ての要件を満たすこと

県内初

2. 対象期間（対象となる契約）

令和2年4月1日から令和3年1月1日までの間に
保険期間が開始となる契約

3. 支援金の額

加入者が負担する保険料及び付加保険料の
2分の1の額（上限20万円）

※ただし、予算の範囲内のため減額される場合があります。

4. 申請方法

市が定める様式（委任状兼誓約書）を鹿行農業共済組合へ提出する

5. 申請期限

令和2年12月28日まで



6. 注意事項

- ・ 支援金の額を算出するための保険料及び付加保険料については、令和3年1月1日時点の額となります。
- ・ 支援金の額は1万円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・ 保険料未納等により被保険者でなくなった場合は、支援金を返還していただきます。



【支援金の支払例】

① 基準収入⇒3,000万円、補償割合⇒9割、支払率⇒9割

[農家負担] 約23万円 + 約6万円 ⇒ 約29万円
 (保険料) + (付加保険料) ↓
 ☆支援金14万円となり、農家負担⇒約15万円

② 基準収入⇒6,000万円、補償割合⇒9割、支払率⇒9割

[農家負担] 約47万円 + 約11万円 ⇒ 約58万円
 (保険料) + (付加保険料) ↓
 ☆支援金20万円となり、農家負担⇒約38万円

<この件に関するお問い合わせ先>

- ・ 鹿行農業共済組合
 所在地：鹿嶋市武井1963-11 ☎0299-90-4000
- ・ 銚田市役所 環境経済部 農業振興課
 所在地：銚田市銚田1444番地1 ☎0291-36-7651